

第2次青森県子どもの貧困対策推進計画（案）に対する子どもの貧困対策等推進委員会委員からの修正意見等

No	委員名	ページ	項目	提出された意見	委員の意見を踏まえた対応案
1	正部家委員	8ページ	第3章 I 教育の支援 4 大学等進学 に対する教育 機会の提供	令和2年4月から始まった高等教育の修学支援新制度（「授業料等の減免措置」と「給付型奨学金」の拡充）について計画に明記したほうがよい。	「4 大学等進学に対する教育機会の提供」に、国の「高等教育の修学支援新制度」に係る記述を追記する。
2		8ページ	第3章 I 教育の支援 4 大学等進学 に対する教育 機会の提供	令和2年4月から始まった高等教育の修学支援新制度（「授業料等の減免措置」と「給付型奨学金」の拡充）については、今年度開始して間もないことや新型コロナの影響等により、その内容が対象者に十分に伝わらずに、進学を希望する子どもが進学をあきらめてしまうというケースも見られるため、現場の教職員が子どもの世帯状況を把握し、教職員からその子どもが利用可能な支援制度を伝えることで支援が届くようにするとともに、対象となる子どもに利用可能な支援制度（特に給付型奨学金）が確実に伝わるようにするための支援を行う必要がある。 （例えば、相談先等の情報が掲載されたパンフレットを作成し、子どもに配布する等）	「4 大学等進学に対する教育機会の提供」に、国の「高等教育の修学支援新制度」の周知についての協力と各種奨学金制度等の情報の周知についての記述を追記する。 なお、現場教員の対応については、7ページ「I 教育の支援 1-(1)-イ」において、現職教員を中心に、子どもの貧困問題に関する理解を深めるための研修等を促進することについて記載済みである。

No	委員名	ページ	項目	提出された意見	委員の意見を踏まえた対応案
3	吉田委員	5ページ	第2章 子どもの貧困 に関する指標	<p>「各指標については、計画に掲げた施策の効果により、その現状値が改善され、困窮家庭の割合が減少していることを目指します。」とあるが、それぞれの出典には、例えば「青森県こどもの生活実態調査」のように毎年実施しているわけではない調査のデータが含まれている。</p> <p>これらについて、第2次計画を検証するにあたって、再度、同種の調査が行われると認識してよろしいか。</p> <p>目標値ではなく、「現状値の改善」を計画の基本に置く以上、検証のための調査等の計画等について、きちんと言及するとよいのではないかとと思われる。</p>	<p>計画の検証のため同様の調査を実施していく予定であり、「第2章 子どもの貧困に関する指標」の説明書きに、「今後の調査の結果を確認し」ていく旨を追記する。</p>
4		6～16ページ	第3章 計画の推進の ために取り組 む施策	<p>施策の方針に大きな異論はないが、それぞれの施策にどのような予算上の措置がなされ、これまでと比べてどこにより予算を多く配分したり、支援体制の具体的な体制を整えることによって、実効性ある施策となることが期待できるのか、その辺りの県の姿勢がわかるような資料や情報が委員会において示されることを希望する。</p>	<p>関連事業については本日配布している資料5及び資料6に掲載している。</p>
5		21、26 ページ	<資料編> 2 青森県の子 どもを取り巻 く現状	<p>●21ページ「図4 高等学校中退率の推移」と26ページ「図13 生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率の推移」の説明について</p> <p>図4の説明は「減少傾向で推移」とし、図13では「横ばいで推移」としているが、前者はH23に1.4%、H30に1.1%、後者はH27に3.9%、H31に2.6%という推移になっている。それぞれの説明が妥当か疑問に感じる。</p>	<p>21ページ「図4 高等学校中退率の推移」と26ページ「図13 生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率の推移」のグラフに合わせて説明書きを修正する。</p>
6		28ページ	<資料編> 2 青森県の子 どもを取り巻 く現状	<p>●28ページ「図17 児童扶養手当受給者数の推移」について</p> <p>図17で、児童扶養手当受給者数の推移が示され、減少傾向であることはわかりますが、少子化の中で子育て世帯そのものが減少していると考えられるので、受給者数が減少傾向であることは、ある意味当然ともいえる。</p> <p>資料として掲載するのであれば、次のような観点のものを掲載したほうがよいのではないかと。</p> <p>①青森県の子育て世帯に占めるひとり親世帯の割合とその変化について ②ひとり親世帯のうち児童扶養手当を受給している世帯の割合について ③ひとり親世帯における申請漏れなどのケースについて</p>	<p>①28ページに参考資料として「20歳未満の子どものいる世帯に占めるひとり親世帯数」の表を追記する。</p> <p>②29ページに参考資料として「20歳未満の子どものいるひとり親世帯に占める児童扶養手当受給数」に係る表を追記する。</p> <p>③児童扶養手当対象者を特定することは困難なため、申請漏れは把握できないものである。</p>